

◎【保育要件の証明書類として、添付いただく書類】

事由に応じて必要書類が異なりますので、下表をご確認ください(※学童保育の入室用のものは不可)。

保育を必要とする事由		必要書類	
	内容		
就労	月 64 時間以上就労していること(休憩時間含む)	居宅外労働	就労証明書(就労内定の場合は、その証明を受けてください。)
		自営業	
		内職	内職証明書(就労内定の場合は、その証明を受けてください。)
出産前後	出産前 8 週間、出産後 8 週間の期間にあること	母子健康手帳の写し(父母の氏名と出産予定日が記載されているページ)	
傷病・障害等	疾病や負傷、精神や身体に障害(相当)があること	傷病	保育が必要である旨の記載がある傷病証明書又は診断書
		障害又は障害に相当する場合	① 障害による手帳等の交付を受けている方 …身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し ② 障害による手帳等の交付を受けていない方 …診断書
介護・看護	同居親族(長期入院中の親族を含む)を常時介護又は看護していること	介護・看護申立書及び介護又は看護が必要であることがわかる書類(診断書、介護保険証の写し等)	
求職活動	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っていること	誓約書兼求職活動報告書及び書式に記載の添付書類	
就学	月 64 時間以上就学していること(職業訓練学校を含む)	在学時間が分かるもの(時間割等)及び在学の証明書(在学証明、学生証の写し等)	
育児休業	育児休業中であるが、既に施設を利用されている子どもがいて継続利用が必要と判断される場合	育児休業証明書又は育児休業の取得期間が記載された就労証明書	